

## 審議会等の名称

## 伊勢崎市社会教育委員会議

## 機関の概要

設置年月日	平成17年4月1日		
設置の根拠法令等	社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項、伊勢崎市社会教育委員条例、伊勢崎市社会教育委員会議規則		
設置目的 （所掌事務）	社会教育に関する諸計画を立案、教育委員会諮問に対する意見、研究調査を行う。		
委員任期	令和3年4月1日から令和5年3月31日		
委員数	20名	うち女性人数	6名
委員のうち 公募委員の数	0名	公募委員のうち 女性人数	0名
会議の公開	公開	公開しない理由	
議事録の公表	公表	公表しない理由	
委員名簿の公表	公表	公表しない理由	
所管課（事務局）	教育部生涯学習課社会教育係		